

各届出書の電子申請について

窓口、郵送での受付に加え、電子申請での受付も開始します。

次の事項にご留意いただき電子申請を行ってください。

電子申請の流れについて

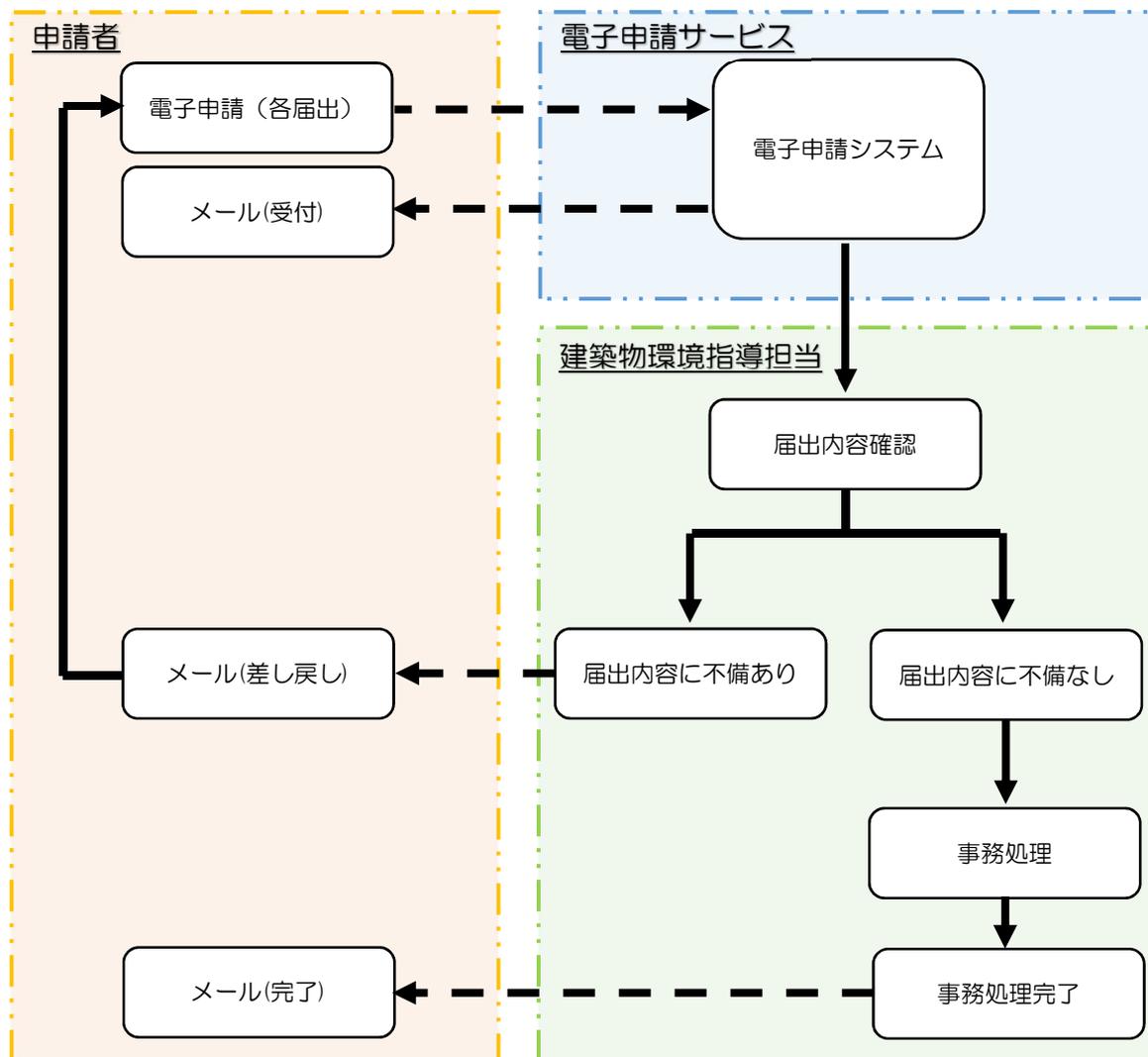
●各届出の電子申請の流れは下図の通りです。電子申請を行い、メール（完了）が届きましたら、各届出の電子申請は完了です。

メール（差し戻し）が届いた場合は、再度電子申請手続きを行ってください。電子申請サービスのGraffer アカウントを使用したログイン後電子申請された場合は、申請内容を引き継ぎ申請することができます。アカウントについてはページ(3/3)を参照してください。

●差し戻しの場合がありますので、各届出の電子申請の際に不備がないか確認をお願いします。

不備として挙げられる例

- 入力した電子申請の内容（物件名称や床面積、用途別床面積等）と Excel データのシート「メイン」に入力された内容と異なる。
- Excel データのスコアの入力されていない。（名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル 2016 P.3 【5.評価および環境計画書の作成方法】(3)建築物環境計画書の作成方法 参照）



受付日(届出日)について

- 電子申請による受付日は、開庁日の午後 5 時まで（令和 6 年 9 月以降は午後 4 時）に電子申請されれば、当日が受付日（届出日）となります。午後 5 時以降（令和 6 年 9 月以降は午後 4 時）または閉庁日に電子申請の場合は、翌開庁日となります。例えば、土曜日（閉庁日）に電子申請をすると、月曜日（翌開庁日）が受付日（届出日）となります。

電子申請時の添付データについて

- 各届出で委任状と Excel データを添付する際は、委任状は PDF 形式、Excel データは.xlsx 形式で添付してください。

控えについて

- 各届出は、電子申請サービスでの届出を行い返信メール（処理完了）にて完了となります。さらに控えが欲しい場合は、次ページに記載されている宛先へ郵送資料を同封の上郵送してください。

郵送資料

- 返信メール（処理完了）を印刷したもの

- 各届出で該当する届出書

建築物環境計画書届出書（第 31 号様式）

建築物環境計画書変更届出書（第 32 号様式）

特定建築物工事完了届出書（第 33 号様式）

特定外建築物環境計画書届出書（第 1 号様式）

特定外建築物環境計画書変更届出書（第 2 号様式）

特定外建築物工事完了届出書（第 3 号様式）

床面積が 2,000 m²以下の建築物で
任意で届出される場合

※届出書の様式は、下記 URL (HP：建築物環境配慮制度 (CASBEE 名古屋) 関連の書類ダウンロード) からダウンロードしてください。

<https://www.city.nagoya.jp/iutakutoshi/page/0000010734.html>

- 返信用封筒(切手貼付済のもの若しくはレターパック)

各届出書に収受印と控印を押印して、返送します。尚、収受印の日付は届出日となります。

※控えをご希望される場合は、電子申請サービスの返信メール（処理完了）受信から 1 週間以内をめどに送付してください。

宛先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築物環境指導担当

電子申請を開始する前の確認事項

- 電子申請サービスが行える環境か確認

お使いの PC やスマートフォンが電子申請が行える環境か確認してください。

よくある質問 Q.推奨環境

<https://graffer.jp/faq/usaq66>

- 電子申請サービスを行うための Graffer アカウントの登録

電子申請は、「Graffer アカウントを使用したログイン」と「メールアドレス認証」の 2 種類いずれかの方法で申請を始められます。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するには、Grffer アカウントからになり「メールアドレス認証」ができませんので、「Graffer アカウントを使用したログイン」を推奨しております。

また、Graffer アカウントは、Google や line のアカウント情報からも登録可能です。

よくある質問 Q.ログイン方法を教えてください

<https://graffer.jp/faq/irrg18>

よくある質問 Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>

その他事項

- 電子申請サービスについてのよくある質問が下記 URL からご覧いただけます。

<https://graffer.jp/faq/>